

## 雇い止めされた学童保育指導員の復職を求める要請書

守口市のもりぐち児童クラブ入会児童室(以下「学童保育」)は50年を超える歴史があり、その内容は多くの市民から高く評価され、保護者の就労等と子どもの豊かな放課後の育ちを保障してきました。

全14校区の学童保育の民間委託化には多くの保護者・市民が反対しましたが、守口市は「守口の学童保育は何も変わらない」「放課後児童支援員(学童保育指導員のこと、以下「指導員」)が継続して働けるしくみを作る」と約束。委託契約の中に継続を希望する指導員の雇用を条件に入れ、2019年4月、学童保育の運営を民間事業者へ委託しました。しかし、コロナ禍での開設対応で、学童保育の社会的役割と専門性を備えた指導員の必要性がクローズアップされる中の2020年3月31日、委託事業者はわずか1年で経験豊かな指導員を中心に13名の雇い止めに強行しました。この大量雇い止めに伴い、市内全学童保育で大幅な指導員の配置転換や、無資格・未経験者の補充が行われ、新たな担当指導員は慣れない現場で懸命に保育にあたらざるを得ない状況となりました。様変わりした学童保育では楽しく通えなくなった子どもが増え、保護者には不安が広がり、泣く泣く退所する家庭も出ています。学童保育は、専門性と信頼関係が重要な事業です。守口市には委託前に保護者・市民と交わした約束をきちんと守る責任があります。

また、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針には、学童保育の運営主体は「子どもの最善の利益を考慮」し、「保護者と連携して育成支援」を行うこと、育成支援において「子どもが安心して過ごせる生活の場」を整え、「発達段階に応じ(中略)子どもの健全な育成を図ることを目的とする」こと、職員体制では「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」ことが示されています。学童保育の設置者である守口市は、この運営指針を遵守する立場にあり、運営事業者に遵守させる責任があります。

つきましては、保護者が子どもたちを安心して通わせることができ、何より子どもたちが楽しく通い続けられ、いきいきと育ち合える「学童保育」をとり戻すために、次のことを強く要請します。

### 1. 守口市の責任で、委託事業者により雇い止めされた学童保育指導員を早急に学童保育指導員として復職させてください。

以上

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

お預かりをした個人情報、守口市に提出すること以外には使用しません。

【取扱団体】 守口指導員労働組合を支援し、学童保育の充実を求める会

連絡先：守口市八雲東町2丁目49-2 北河内民主会館3階(大阪労連北河内地区協議会内)

TEL 06-6906-5091 FAX 06-6906-5092